

品目横断的経営安定対策について

新たな食料・農業・農村基本計画において、今後、農業経営に関する国の施策は、認定農業者と一定の集落営農組織に集中的・重点的に実施されることとなり、本村では、その対策として広報7月号で認定農業者制度の活用に向けた取り組み、8月号では認定農業者になるための申請手続きについて掲載し、認定農業者育成・確保に取り組んでいるところです。

今月号では、認定農業者がその対象となり、19年産からの導入が予定される品目横断的経営安定対策についてお知らせいたします。

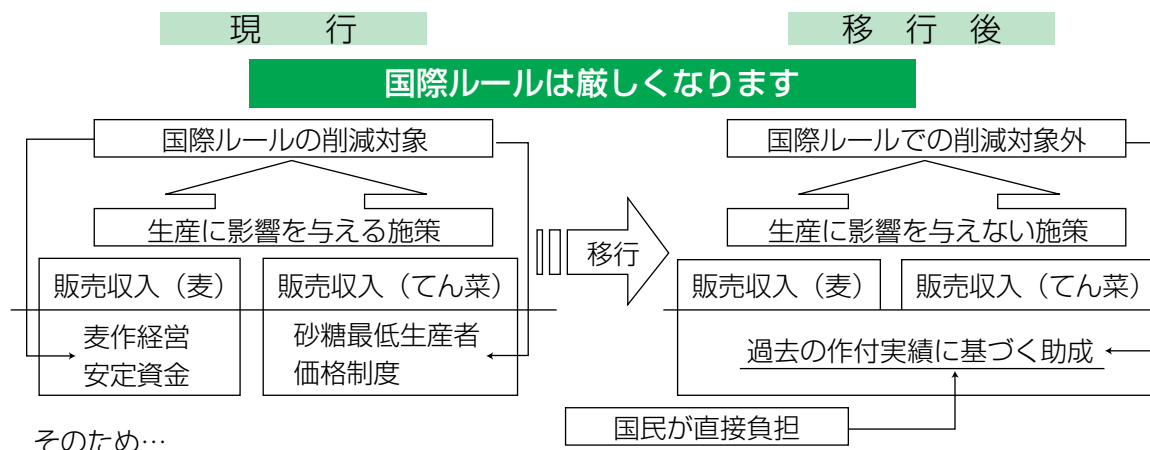
☆品目横断的経営安定対策とは何か

12月に開催が予定されている香港でのWTO閣僚会議に向け、関税の引き下げや国内補助金の制限・削減などが議論交渉されるなど、農産物貿易のグローバル化が進む中で、日本農業の生き残りをかけて農政を転換する必要があります。

このため、19年産から国民が財政的負担を納得できる政策、すなわち我が国農業を支える担い手を支援するための政策として直接支払制度を導入します。

品目横断的政策は、複数の作物を組み合わせた営農が行われている水田作および畑作について、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目して実施されます。具体的には、「諸外国との生産条件格差を補うための支援」として、輸入農産物との生産条件格差により、農産物価格が農業経営にとって十分なものとなっていない場合に、その格差について経営単位で支払う仕組みを直接支払いとして導入します。

また、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合に、「収入・所得の変動を緩和するための支援」として、市場で形成される農産物価格が下落した場合に、経営単位の収入・所得の変動に応じて支払う仕組みです。双方とも対象となる作物は、麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯になります。



そのため…

負担を行う国民の理解を得るには対象を担い手（認定農業者・営農集落等）に限定する必要がある

品目横断的経営安定対策は平成19年度から実施される予定となっています。本村では継続して認定農業者の確保・育成についての取り組みを強化いたしますので、認定農業者を目指されている農業者の方はお気軽にご相談ください。（認定農業者制度及び申請方法については広報7・8月号をご参照ください）